平成２２年（フ）第２６１号
香川県高松市屋島西町2506番地８ベル・イル屋島408号室
債務者　岩瀬　和明
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６２号
香川県高松市屋島西町2506番地８ベル・イル屋島408号室
債務者　岩瀬しのぶ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７３号
北海道赤平市豊栄町５丁目18番地
債務者　高畑　雄次
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
宮城県東松島市赤井字川南６番地11、前住所宮城県東松島市牛網字駅前３丁目１番地１サンハイツミワ203号室
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
大阪府岸和田市内畑町530番地の２
債務者　大植　信子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
大阪府岸和田市加守町１丁目５番２―503号
債務者　西山　紀子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
大阪府岸和田市小松里町288番地
債務者　中野　佳花（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
大阪府泉南市樽井５丁目11番23号
債務者　渡邉　幸保
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
大阪府岸和田市春木大小路町11番21―102号
債務者　宮﨑　桂志
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
大阪府岸和田市西大路町94番地の９
債務者　小林さつき
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
大阪府岸和田市大町３丁目12番12―307号
債務者　横山　　旭
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
大阪府泉大津市戎町12番５号
債務者　小坂　敏子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
大阪府和泉市下宮町370番地
債務者　八重橋由美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
大阪府泉南郡田尻町大字吉見634番地―301号室
債務者　江藤　一夫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
大阪府岸和田市春木本町７番10号、前住所大阪府守口市藤田町５丁目25番８号
債務者　西　　明子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８２号
大阪府和泉市幸１丁目８番１―407号
債務者　東　　三次
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
大阪府和泉市和気町１丁目10番15号仲谷ハイツＢ103号
債務者　楠本　晴子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
大阪府泉佐野市日根野3280番地の７、前住所大阪府泉南市信達市場1325番地の６―101号佐藤方
債務者　白井　正美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係